

インクルーシブの窓

令和6年10月 富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課



楽しく、熱心に手話を学びました！



先日、県東部の小学校2校で、手話についての学びの授業を参観する機会がありました。講師は、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会の方お二人です。子供たちの前にこやかな笑顔で登場されると、教室が温かい雰囲気になり、子供たちは次第に手話の世界に引き込まれていきました。

始めに、手話でコミュニケーションする時には、手の動きだけでなく、表情や口の動きも大切であることに触れられました。そして、手話の役割や歴史、2025年に東京で開催されるデフリンピックのことなども、クイズを織り交ぜながら、分かりやすく教えてくださいました。

講師の方から、もし耳が聞こえなかったら日常生活でどんなことに困るかを尋ねられた子供たち。「家族の声が聞こえないと寂しい」「水を出しっ放しにしてしまうかも」「テレビや音楽を楽しめない」「電話やインターホンが鳴っても分からない」などと、自分事として捉えて真剣に考え、進んで発言していました。

そこから、子供たちの表情、目の色が変わりました。身近な物の手話の表現を一つでも多く覚えようと講師の方の手の動きを真似たり、友達と見せ合ったりする姿が見られました。そして、自分の苗字が手話で表せることを教えてもらおうと、どの子も夢中になって表現を楽しんでいました。



手話マーク



子供たちからは、「手話を覚えるには、どれくらいの時間がかかるのですか？」という質問や、「もし、耳が聞こえない人に会ったら、勇気をもって手話を使いたい」「今日覚えた手話を家族に教えたい」などの意見、感想が聞かれました。

講師の方によると、手話通訳者の資格を取るには5年は必要なのだそうです。子供たちはそのことに驚きを隠せない様子でしたが、今回の学びを通して、手話でコミュニケーションをする際にも、伝えたいという思いをもって相手の人と向き合うことの大切さを学んだのではないかと思います。

子供たちは最後に、講師の方に感謝の気持ちを込めて、学んだばかりの「ありがとう」や拍手の手話でお見送りをしました。



手話について、調べてみました！

日本の手話は、明治時代から使われ始めていたようです。1878年に、古河太四郎という方が日本で初めてのろう学校である「京都府立盲啞院」を開設し、「手勢法」を考案されました。

その後、世界的には「口話法」が広まり、日本でも発語の妨げになるとして手話が禁止されるようになりました。それでも、手話は受け継がれ、やがて社会に広がっていくようになったのです。

『障害者の権利条約』（国連において2006年締結、日本は2014年に批准）において、「手話は言語である」ことが定義されました。また、日本では『改正障害者基本法』（2011年）において「言語に手話を含む」こととされました。手話が使われるようになって100年以上が経過してのことに驚かされます。

そうした中、富山県では、「障害の有無にかかわらず、全ての県民が共に生きる社会」を目指し、手話が国際的に認知された言語であるとの認識に立ち、『富山県手話言語条例』が制定され、2018年4月1日に施行されています。

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指していきましょう。

※ 条例の全文、事業や取組の詳細は、

富山県 手話

